

青葉区区民協働まちづくり事業実施要領

(平成 23 年 3 月 31 日青葉区長決裁)

目次

- 第 1 章 趣旨 (第 1 条)
- 第 2 章 企画事業 (第 2 条―第 5 条)
- 第 3 章 まちづくり活動助成事業 (第 6 条―第 12 条)
- 第 4 章 助成金の交付手続き等 (第 13 条―第 28 条)

第 1 章 趣旨

第 1 条 この要領は、区民協働まちづくり事業に関する要綱（平成 14 年 3 月 25 日市長決裁。以下「要綱」という。）第 7 条に基づき、区民協働まちづくり事業において、予算の範囲内で助成金を交付することについて仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 企画事業

（企画事業の助成金の交付対象者）

第 2 条 要綱第 3 条に規定する企画事業において助成金の交付を行う場合の助成金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 政治、宗教または営利を目的としないこと
- (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと

（企画事業の指定）

第 3 条 市長は、企画事業の助成金の交付対象事業を指定するものとする

（企画事業の助成対象経費）

第 4 条 企画事業の助成対象となる経費は、交付対象事業に要する経費のうち市長が適当と認めたものとする。

（企画事業の助成金の額）

第 5 条 企画事業の助成金の額は、助成対象経費の全額とする。

第 3 章 まちづくり活動助成事業

（まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象者）

第 6 条 要綱第 4 条に規定するまちづくり活動助成事業の助成金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 区の区域内に活動拠点を有すること
- (2) 構成員の概ね半数以上が区の区域内に住所を有する者、通勤する者又は通学する者

で構成されていること

- (3) 政治、宗教または営利を目的としないこと
 - (4) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
 - (5) 暴力団等と関係を有していないこと
- （まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象事業）

第7条 まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象事業は、市民が自らの創意工夫により自主的・自発的に取り組む機運を高め、市民力の向上により地域づくりを推進するために行う事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域の課題の解決を図るもの
- (2) 地域の自治力の向上を図るもの
- (3) 地域や区の特徴をいかし、その魅力を高めるもの
- (4) その他市長が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、対象事業としない。

- (1) 仙台市が実施する他の助成制度の補助を受けているもの又は仙台市から資金の提供を受け、若しくは仙台市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度の補助を受けているもの
- (2) 町内会等が行う祭りや運動会等で新規性のないもの
- (3) 特定の政治活動や宗教活動又は営利を目的としたもの
- (4) 事業費をこの要領の規定による助成金（以下「助成金」という。）のみで賄おうとするもの（地域活動団体の支援及び育成の観点から区長が特に必要と認める場合を除く。）
- (5) その他市長が適当でないとして認めたもの

（まちづくり活動助成事業の助成金の交付回数の例外）

第8条 要綱第4条第2項ただし書きにある「区長が特に必要と認める場合」とは、次の各号に定める条件にすべて該当する場合をいう。

- (1) 事業費に占める自己調達資金が50%を超えるもの
- (2) 自立後の事業実施に関する計画を添付し、その着実な履行を書面で確約したもの

2 前項の規定にかかわらず、助成回数が3回以下の事業への助成金の合計額が当該年度の予算額に達した場合は、要綱第4条第2項のただし書きの規定は適用しない。

（まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象経費）

第9条 まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、事業の実施に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は対象としない。

- (1) 事務所等の維持経費
- (2) 視察又は研修会等への参加に要する経費

- (3) 団体の構成員に対する人件費・謝礼
- (4) 団体の構成員による会合の飲食費
- (5) 備品の購入費
- (6) その他市長が適当でないと判断した経費

(まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象事業の募集)

第10条 交付対象事業の募集は、原則として年1回とし、申込みをしようとする団体は、所定の申込書及びその他必要な書類を所定の期間内に、団体の活動拠点の属する区の区役所を経由して市長に提出しなければならない。

(まちづくり活動助成事業の事業計画説明会)

第11条 申込み団体は、市長が区役所毎に開催する事業計画説明会において、要綱第6条に定める区民協働まちづくり事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）の聴取に応じるものとする。

(まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象事業の指定)

第12条 市長は、評価委員会の意見を参考にして申し込み事業を選考し、交付対象事業を指定するものとする。

第4章 助成金の交付手続き等

(助成金の交付対象者の確認)

第13条 第2条第1号、第6条第1号から同条第3号までに規定する要件は、市長が申込み団体の規則や会則、会員名簿等により確認するものとする。

2 第2条第2号及び第6条第4号に規定する要件は、市長が申込み団体の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申込み団体が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

3 第2条第2号及び第6条第4号に規定する市税とは、個人の市民税（当該申込み団体が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

4 第1項及び第2項の確認は、企画事業においては第14条に定める助成金交付申請がなされたとき、まちづくり活動助成事業においては第10条に定める申込みがなされたときに行うものとする。

5 市長は、第1項及び第2項の確認の結果、申込み団体が第2条または第6条に定める要件を満たさない場合は、区民協働まちづくり事業助成金交付申請却下通知書（様式14）により通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第14条 区民協働まちづくり事業において助成金の交付対象に指定された事業（以下「助

成事業」という。)を行う団体(以下「事業実施団体」という。)が規則第3条第1項の規定による交付を申請するときは、助成金交付申請書(様式1)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式2)
- (2) 収支予算書(様式3)
- (3) 会員名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料

(助成金の交付決定等)

第15条 市長は、前条の申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、助成金交付決定書(様式4)により行うものとする。

(助成金の交付条件)

第16条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、助成事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、助成金の額に変更を生じないものとする。

- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、変更の場合は事業変更承認申請書(様式5)、中止または廃止の場合は事業中止(廃止)承認申請書(様式6)により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、承認通知書(様式7)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第17条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日以内に交付申請取下書(様式8)により行うものとする。

(状況報告)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施団体に対し、助成事業の遂行状況に関し、報告を求めることができる。

(助成事業等の遂行等の命令)

第19条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施団体に対して、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

- 2 市長は、事業実施団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し、助成事業の遂

行の一時停止を命ずるものとする。

3 前2項の命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第20条 事業実施団体は、助成事業を完了し、中止し、または廃止したときは、助成事業の成果を記載した事業実績報告書(様式9)に次の書類を添えて、事業完了の日から60日以内若しくは当該年度の末日までのいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績概要報告書(様式10)
- (2) 収支決算書(様式11)
- (3) 助成対象経費支出に係る領収書の写し
- (4) その他事業の実績を確認するのに参考となる書類

(助成金の額の確定等)

第21条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、助成金確定通知書(様式12)により行うものとする。

(是正のための措置)

第22条 市長は、第19条の規定による実績報告を受けた場合において、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業実施団体に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の交付)

第23条 市長は、助成金を規則第15条ただし書きの規定による概算払により交付するものとする。

2 事業実施団体は、第14条に規定する交付決定の通知があった日から30日以内に、助成金交付請求書(様式13)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第24条 市長は、事業実施団体が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要領に基づき市長が行った処分違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

第25条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、第21条の規定により事業実施団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限等)

第26条 事業実施団体は、助成事業（第3条の規定により助成金の交付対象事業と指定されたものに限る。）により取得し又は効用の増加した財産について市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けまたは担保に供してはならない。

2 規則第20条ただし書きに基づき、財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第8までに定める耐用年数を経過した場合

(2) 前項の財産のうち、取得金額が10万円以下の物品を処分する場合

3 第1項の承認を受けようとするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

5 事業実施団体は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施団体から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、事業実施団体に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第28条 事業実施団体は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年3月28日改正)

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日改正）

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日改正）

この改正は、令和 2 年 5 月 1 日から実施する。

附 則（令和 4 年 3 月 22 日改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 6 年 1 月 16 日改正）

この改正は、令和 6 年 1 月 22 日から実施する。

(様式1)

区民協働まちづくり事業助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

団体の所在地

団 体 名

代表者氏名

印

標記の助成金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条及び青葉区区民協働まちづくり事業実施要領第14条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

記

1 助成事業の名称及び概要	(名称) (概要)
2 助成事業費	
3 助成金交付申請額	金 円
4 添付書類	1 事業計画書 (様式2) 2 収支予算書 (様式3) 3 会員名簿 4 役員名簿 5 規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料

市税納付状況確認（まちづくり活動助成事業の場合はすでに確認しているので記入不要です。）

本申込み団体の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を本申請書の受付課が税務担当課に照会することに	
同意します	同意しません
フリガナ	
団体名	
※ 該当するものを○で囲んでください。	

同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所納税担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限り、）を添付して申請してください（1 通 300 円の手数料が必要です）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

- ・ 市税を 10 日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ち下さい（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ち下さい）。

<まちづくり活動助成事業の助成金の交付対象者の要件>

- 1 区の区域内に活動拠点を有すること
- 2 構成員の概ね半数以上が区の区域内に住所を有する者、通勤する者又は通学する者で構成されていること
- 3 政治、宗教または営利を目的としないこと
- 4 市税の滞納がないこと（受益と負担の適正化及び滞納者の納税の促進のために確認させていただいています）。
- 5 暴力団等と関係を有していないこと

<企画事業の助成金の交付対象者の要件>

- 1 政治、宗教または営利を目的としないこと
- 2 市税の滞納がないこと（受益と負担の適正化及び滞納者の納税の促進のために確認させていただいています）。
- 3 暴力団等と関係を有していないこと

(様式2)

事業計画書

1. 事業名

--

2. 事業の目的及び期待される効果

--

3. 事業計画の概要

--

4. 事業の実施スケジュール

実施時期	実 施 内 容

(様式3)

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
市 助 成 金		
合 計		

支出の部

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
助成対象経費		
助成対象外経費		
合 計		

(様式4)

区民協働まちづくり事業助成金交付決定書

仙台市 指令第 号

団体の所在地

団体名

代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のありました標記の助成金について、仙台市補助金等交付規則第6条及び青葉区区民協働まちづくり事業実施要領第15条の規定により、下記のとおり条件をつけて交付することに決定しましたので通知します。

なお、決定の内容及び助成の条件に不服がある場合は、年 月 日までに申請を取り下げることができます。

年 月 日

仙台市長 印

1 助成事業の名称

2 助成金額 金 円

3 助成の条件

- (1) 仙台市補助金交付規則及び仙台市青葉区区民協働まちづくり事業実施要領、並びに助成金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行ってください。
- (2) 年 月 日までに助成金交付請求書(様式13)を提出してください。
- (3) 助成事業に要する経費の配分又は助成事業等の内容の変更(青葉区区民協働まちづくり事業実施要領第16条第1項に定めるものを除く。)をするとき、及び助成事業を中止又は廃止しようとするときは、市長に申請し、その承認を受けてください。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき、又は助成事業等の遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けてください。
- (5) 助成事業を完了、中止、廃止したときは、完了の日から60日以内または当該年度の末日までのいずれか早い日までに実績報告書(様式9)を提出してください。
- (6) 助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命じます。
- (7) 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、助成金の返還を命じま

す。この場合、仙台市補助金等交付規則第 18 条第 1 項による加算金を納付しなければなりません。

① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき

② 交付を受けた助成金を他用途に使用したとき

③ 交付決定の内容や付された条件等に違反したとき

(8) 上記(7)において、納期日までに助成金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金交付規則第 18 条第 2 項による延滞金を納付しなければなりません。

(9) 助成事業により取得した財産（要領第 3 条の規定により助成金の交付対象事業と指定されたものに限る。）を、市長の承認を受けないで、交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供することはできません（耐用年数を経過した場合を除く）。

(10) 助成事業の遂行状況について、報告を求める場合があります。

(11) 助成金等に係る予算執行の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。

(様式5)

区民協働まちづくり事業助成事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

団体の所在地

団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の助成金について、下記のとおり変更したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第1号及び青葉区区民協働まちづくり事業実施要領第16条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成事業の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 交付申請書(様式1)の添付書類のうち変更に係る書類
- (2) その他必要な書類

(様式6)

区民協働まちづくり事業助成事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

団体の所在地

団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の助成金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第2号及び青葉区区民協働まちづくり事業実施要領第16条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間及び再開の時期（廃止の時期）
- 4 添付書類

(様式7)

区民協働まちづくり事業助成事業（変更・中止・廃止）承認通知書

仙台市 指令第 号

団体の所在地

団体名

代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のありました区民協働まちづくり事業助成事業（変更・中止・廃止）について、下記のとおり承認しますので、仙台市補助金等交付規則第11条第2項及び青葉区区民協働まちづくり事業実施要領第16条第3項の規定により、通知します。

年 月 日

仙台市長 印

1 助成事業の名称	
2 助成金額	金 円
3 承認の内容	①下記のとおり事業を変更すること ②事業を中止すること ③事業を廃止すること
4 承認の理由	

(様式8)

区民協働まちづくり事業助成金交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

団体の所在地

団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の助成金について、下記のとおり不服があるので、仙台市補助金等交付規則第7条及び青葉区区民協働まちづくり事業実施要領第17条の規定により、申請を取下げます。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金額
- 3 申請年月日
- 4 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由

(様式9)

区民協働まちづくり事業助成事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

団体の所在地

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付決定がありました標記助成金に係る事業実績について、仙台市補助金等交付規則第12条及び青葉区区民協働まちづくり事業実施要領第20条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 事業の概要
- 3 事業内容
 - ① 実施期間
 - ② 支出済事業費総額
- 4 添付書類
 - ① 事業実績概要報告書(様式10)
 - ② 収支決算書(様式11)
 - ③ 助成対象経費支出に係る領収書の写し
 - ④ その他事業の実績を確認するのに参考となる書類

(様式10)

事業実績概要報告書

1. 団体名

--

2. 事業名

--

3. 活動実施状況

活動年月日	活動実施内容

4. 事業の目的・ねらい

--

5. 事業の成果・効果

--

6. 事業を行ってみたいの問題点・課題等

--

7. 今後の事業の目標・展開等

--

(様式11)

収 支 決 算 書

収入の部

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
市 助 成 金		
合 計		

支出の部

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
助成対象経費		
助成対象外経費		
合 計		

(様式12)

区民協働まちづくり事業助成金確定通知書

仙台市 指令第 号

団体の所在地

団体名

代表者氏名 様

年 月 日付けで実績報告のあった下記の助成事業については、仙台市補助金等交付規則第13条及び青葉区区民協働まちづくり事業実施要領第21条に基づき、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

年 月 日

仙台市長 印

1 助成事業の名称

2 助成確定額 金 円

(様式13)

区民協働まちづくり事業助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

団体の所在地

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記
の助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 助成事業の名称

2 請求額 金 円

(様式14)

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名

様

仙台市長

印

区民協働まちづくり事業助成金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました区民協働まちづくり事業助成金について、青葉区区民協働まちづくり事業実施要領の規定に基づき、下記の理由により交付できませんので通知します。

記

却下の理由

青葉区区民協働まちづくり事業実施要領第 条第 号に規定する要件を満たしていないため。

なお、滞納（未申告）となっている市税の全てを納付（未申告の場合は、申告及び納付）した場合は、再審査しますので早急に納付（未申告の場合は、申告及び納付）してください。

その場合、この通知をお持ちになり、最寄りの区役所・総合支所の納税担当課において納付し、「市税の滞納のないことの証明書」（一通 300 円の手数料が必要です。）の交付を受けて、課にお持ち下さい。

助成金交付事務の都合上、月 日までに「市税の滞納のないことの証明書」を提出願います。

(参考)

滞納（未申告）となっている市税

年度	滞納（未申告）となっている税目	滞納となっている税額